

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年12月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 SUPER CENTER PLANT-4 聖籠店  
所在地 北蒲原郡聖籠町大字蓮野708番地  
設置者 株式会社PLANT ほか1者
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者  
(変更前) 聖籠地場物産株式会社 代表取締役 駒田 文雄  
(変更後) 聖籠地場物産株式会社 代表取締役 西脇 道夫
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) 株式会社PLANT ほか1者  
(変更後) 株式会社セリア ほか3者
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者  
(変更前) 聖籠地場物産株式会社 代表取締役 駒田 文雄  
(変更後) 聖籠地場物産株式会社 代表取締役 西脇 道夫
- 3 変更年月日
  - 2 (1) 平成26年4月1日
  - 2 (2) 平成19年11月22日ほか
  - 2 (3) 平成26年4月1日
- 4 変更の理由  
大規模小売店舗を設置する者の代表者及び小売業を行う者並びに代表者を変更したため
- 5 届出年月日  
平成28年12月1日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課  
(なお、聖籠町産業観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成28年12月13日から平成29年4月13日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業・地場産業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp